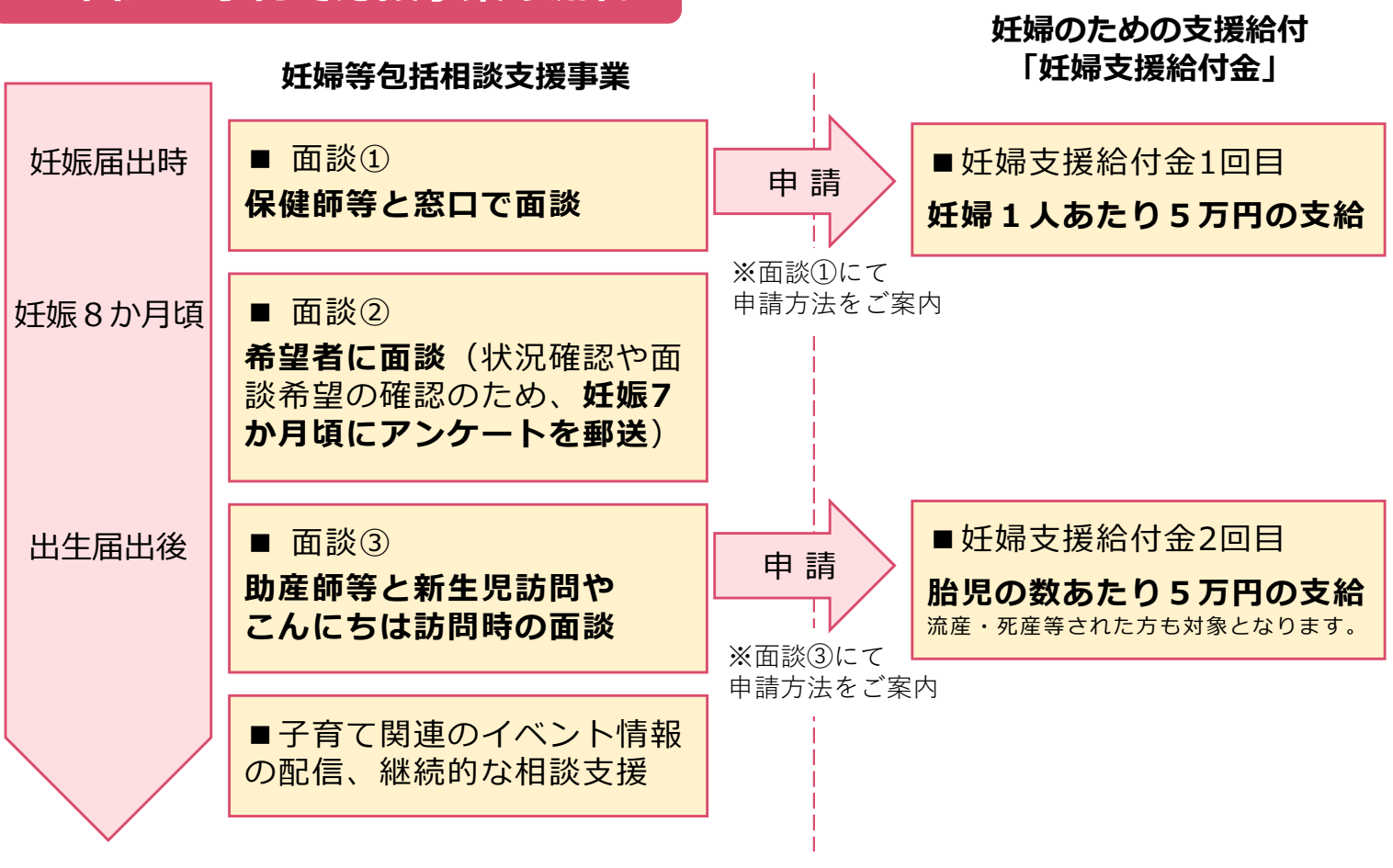


新潟市出産・子育て応援事業のご案内

妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」と妊婦のための支援給付として「妊婦支援給付金」の支給を組み合わせて実施しています。

● 出産・子育て応援事業の流れ



● 8か月面談について

- 妊娠7か月頃に妊娠中の状況をお聞きしたり、面談希望の確認をするためにアンケートを郵送します。
- 安心して赤ちゃんを出産できるように、ご希望される方は助産師等とお話することができます。自分の身体のことや赤ちゃんのいる生活のこと、産前産後に受けられるサービスについてなど、気になることがある方は、面談でお話してください。



新潟市子育て応援
キャラクター
ほのわちゃん

妊婦支援給付金については裏面に続きます。必ずご確認ください。

● 妊婦支援給付金について

以下のいずれの給付金も申請時点で新潟市に住所を有する方で、新潟市で妊婦給付認定を受けている必要があります。

▶ 妊婦給付認定とは

- 対象者：産科医療機関により胎児心拍を確認された方で、令和7年4月1日以降に妊娠している（いた）方（妊産婦本人）
※令和7年4月1日以降の妊娠期間に日本に住民票がある（あった）ことが必要
- 申請方法：妊娠届出時に妊婦給付認定申請ができます。
（他市区町村で妊娠届出をされた方は転入後に「妊婦給付認定申請書」を提出）

1. 妊婦支援給付金1回目 ※令和6年度まで出産応援ギフトとして支給

- 支給額：妊婦1人あたり5万円
- 申請方法：妊娠届出時の面談後にお渡しする申請案内から申請
※胎児心拍を確認した日から2年以内に申請が必要です。
※ただし令和6年度までの出産応援ギフトを申請（支給）している方は支給できません。

2. 妊婦支援給付金2回目 ※令和6年度まで子育て応援ギフトとして支給

- 支給額：胎児の数×5万円
- 申請方法：新生児訪問等の面談時にお渡しする申請案内から申請
※令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶された場合の申請方法等は市HPからご確認ください。
※出産予定日の8週間前の日（これ以前に出産又は流産等をした場合は、その日）から2年以内に申請が必要です。

● 転出入者の方へ

- 妊婦支援給付金は全国統一の制度です。申請時点で住民票のある市町村へ申請してください。
- 妊婦支援給付金は、各市町村で名称が異なることがあります。二重支給とならないようご注意ください。

● お問い合わせ先

新潟市こども未来部こども家庭課
電話：025-226-1205（受付時間 平日8:30～17:30）
メール：kodomo.k@city.niigata.lg.jp

制度内容や申請方法について、詳しくは市HPでご確認ください▶



「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。